

平成29年 2 月 2 1 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 68 号	池田 2 丁目	西区池田 2 丁目 1 2 2 0 番 1 1	地先	
	第 5 7 号線	西区池田 2 丁目 1 2 2 0 番 1 6	地先	
議第 69 号	池田 2 丁目	西区池田 2 丁目 1 2 2 3 番	地先	
	第 1 1 号線	西区池田 2 丁目 1 2 2 0 番 1 3	地先	
議第 70 号	龍田 4 丁目	北区龍田 4 丁目 1 6 4 8 番	地先	
	第 2 3 号線	北区龍田 4 丁目 1 6 5 1 番 1	地先	
議第 71 号	龍田 4 丁目	北区龍田 4 丁目 1 6 6 6 番 1	地先	
	第 2 4 号線	北区龍田 4 丁目 1 6 6 2 番 3 2	地先	
議第 72 号	龍田 4 丁目	北区龍田 4 丁目 1 6 6 6 番 1	地先	
	第 2 5 号線	北区龍田 4 丁目 1 6 6 2 番 2 2	地先	
議第 73 号	重富	東区画図町大字重富 5 2 7 番 1 0	地先	
	第 5 6 号線	東区画図町大字重富 5 2 7 番 9	地先	
議第 74 号	野口 3 丁目	南区野口 3 丁目 9 6 0 番 4	地先	
	第 1 0 号線	南区野口 3 丁目 9 5 1 番 2	地先	
議第 75 号	野口 3 丁目	南区野口 3 丁目 9 5 1 番 3	地先	
	第 1 3 号線	南区野口 3 丁目 9 5 1 番 7	地先	
議第 76 号	小島 5 丁目	西区小島 5 丁目 4 9 3 番 3	地先	
	第 3 号線	西区小島 5 丁目 4 9 3 番 1 5	地先	
議第 77 号	小山 5 丁目	東区小山 5 丁目 1 2 2 2 番 2 1	地先	
	第 5 号線	東区小山 5 丁目 1 2 2 2 番 2 0	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 78 号	小山5丁目	東区小山5丁目1222番18	地先	
	第6号線	東区小山5丁目1222番14	地先	
議第 79 号	長嶺東5丁目	東区長嶺東5丁目798番1	地先	
	第10号線	東区長嶺東5丁目798番24	地先	
議第 80 号	長嶺東8丁目	東区長嶺東8丁目492番18	地先	
	第2号線	東区長嶺東8丁目492番22	地先	
議第 81 号	鶴羽田3丁目	北区鶴羽田3丁目853番6	地先	
	第3号線	北区鶴羽田3丁目827番11	地先	
議第 82 号	八分字町	南区八分字町16番1	地先	
	第32号線	南区八分字町24番1	地先	
議第 83 号	護藤町	南区護藤町1615番12	地先	
	第41号線	南区護藤町1615番11	地先	
議第 84 号	並建町	南区並建町803番3	地先	
	第12号線	南区並建町801番10	地先	
議第 85 号	今吉野	南区城南町今吉野1049番1	地先	
	第2号線	南区城南町今吉野1049番21	地先	
議第 86 号	碓	南区城南町碓53番6	地先	
	第4号線	南区城南町碓53番8	地先	
議第 87 号	舞原	南区城南町舞原365番5	地先	
	第7号線	南区城南町舞原365番8	地先	
議第 88 号	琴平本町	中央区琴平本町1560番7	地先	
	第13号線	中央区琴平本町1560番5	地先	
議第 89 号	小糸山町	北区小糸山町780番1	地先	
	第5号線	北区小糸山町777番6	地先	
議第 90 号	小糸山町	北区小糸山町750番15	地先	
	第6号線	北区小糸山町750番2	地先	
議第 91 号	池亀町	西区池亀町159番1	地先	
	第34号線	西区池亀町171番	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 92 号	池亀町 第35号線	西区池亀町124番1	地先	
		西区池亀町81番1	地先	
議第 93 号	池亀町池田4 丁目 第2号線	西区池亀町23番1	地先	
		西区池田4丁目1139番1	地先	
議第 94 号	池田4丁目 第28号線	西区池田4丁目1102番1	地先	
		西区池田4丁目1127番1	地先	
議第 95 号	白藤1丁目合 志1丁目 第1号線	南区白藤1丁目1番13	地先	
		南区合志1丁目42番3	地先	
議第 96 号	貢町和泉町 第6号線	北区貢町1211番1	地先	
		北区和泉町798番1	地先	
議第 97 号	塚原 第3号線	南区城南町塚原1715番2	地先	
		南区城南町塚原1518番3	地先	
議第 98 号	塚原 第4号線	南区城南町塚原327番2	地先	
		南区城南町塚原526番3	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 道路整備